

# 新潟県奨学金 所得要件（大学等・在学）

申込者の生計維持者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人）の1年間の「認定所得金額」が「所得基準額」以下であること。

## 1 認定所得金額

以下の(1)の「所得金額」から(2)の「特別控除額」を差し引いた金額を認定所得金額とする。

### (1) 所得金額

#### ア 給与所得等の場合

下表により年間総収入金額から所得金額を計算する。

なお、年間総収入金額は、給与収入（源泉徴収票記載の支払金額）、失業給付、年金収入の合計額とする。

年間総収入金額（1万円未満切捨て）	所得金額（1万円未満切捨て）
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	年間総収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間総収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	年間総収入金額－486万円

#### イ 前記ア以外の所得の場合

確定申告書記載の所得額を所得金額とする。（1万円未満切捨て）

なお、確定申告書記載の所得額がマイナスである場合、所得金額は0円とする。

### (2) 特別控除額

裏面の「特別控除額表」のとおり

## 2 所得基準額

世帯人数	所得基準額	備考
2人	282万円	・世帯人数とは、同居別居にかかわらず、申込者と生計が同じ人（同一生計）の人数であり、独立して別生計にある兄弟姉妹・祖父母などは含めない。 ・世帯人数が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人数8人の所得基準額に加算する。
3人	328万円	
4人	355万円	
5人	382万円	
6人	402万円	
7人	422万円	
8人	442万円	

## 特別控除額表

		特 別 控 除 額			
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり) ※本人を含む  ※予備校、各種学校、防衛大学校、 海上保安大学校、職業訓練校、 専修学校一般課程等は対象外	小 学 校	8 万 円			
	中 学 校	1 6 万 円			
			自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	
	高 等 学 校	国・公立	2 8 万 円	4 7 万 円	
		私 立	4 1 万 円	6 0 万 円	
	高 等 専 門 学 校	国・公立	3 6 万 円	5 5 万 円	
		私 立	6 0 万 円	8 0 万 円	
	大 学 ・ 短 大	国・公立	5 9 万 円	1 0 2 万 円	
		私 立	1 0 1 万 円	1 4 4 万 円	
	専修学校	高等課程	国・公立	1 7 万 円	2 7 万 円
私 立			3 7 万 円	4 6 万 円	
専門課程		国・公立	2 2 万 円	6 2 万 円	
		私 立	7 2 万 円	1 1 2 万 円	
母子・父子世帯	4 9 万 円				
障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき 8 6 万 円 <b>※証明書類必要 (障害者手帳の写しなど)</b>				
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 診療代・治療代・医薬品代等に限り、 <u>食費等は対象としない。</u> <b>※証明書類必要 (直近3か月分の領収書の写しなど)</b>				
主たる生計維持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 (71万円を限度とする)。 住居費・光熱水道費等に限り、 <u>交通費・食費等は対象としない。</u> <b>※証明書類必要 (直近3か月分の領収書の写しなど)</b>				
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は、生活費を得るための基本的な生産手段 (田・畑・店舗等) に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。 <b>※証明書類必要 (被害を受けたことを証明する書類及び支出増又は収入減の金額が分かる書類)</b>				

※該当する控除事由が2つ以上ある場合は、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。